

令和元年
第7回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和元年7月29日（月） 午後2時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員(19人)

会長	1 番	寶代 行廣			
会長職務代理	2 番	今市 範男			
委員	3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	
	6 番	東 鈴子	7 番	田中 司	8 番 君野 潤二
	9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番 菊永 多佳子
	12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番 松永 正美
	15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番 梶山 俊孝
	18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美	20 番 月野 貴大

4. 欠席委員(1人) 5 番 宮原 耕一

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 農地区分の訂正（農地法第5条・所有権移転）について
- 日程第6 議案第43号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第7 議案第44号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第45号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第9 議案第46号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第10 議案第47号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第11 議案第48号 非農地証明願いについて

○ 日程第 12 その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 櫛下町 浩二

農政係長 蔵元 善兼， 係員 中村 信介，内 良一

農地係長 塗木 芳浩， 係員 川畑 和成，西野 政則，中村 英樹

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。宮原 耕一委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和元年第 7 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 102 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、15番 東垂水 委員、16番 永山 委員 を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日7月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。

2ページからになります。

次に農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は24件の合意解約がなされました。

内容は、賃貸人が潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は〇〇〇〇 他の申し入れです。

解約の主導は、貸人主導によるもの8件、賃人主導によるもの16件となっております。地目の内訳は、畑が42筆の49,489 m²、田が2筆の725 m²、地域別では潁娃10件、知覧7件、川辺7件となっております。

以上で、説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は9ページから13ページで、今回は、新規認定5件、再認定1件であります。一覧表は10ページ、新規認定個別表は、11ページになります。

まず、整理番号1、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで根深ネギ38a、ブロッコリー17aの経営を行ってききましたが、経営が別である両親の高齢化に際し経営の統合化を図るとともに、経営規模拡大により経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や複式簿記と簡易経営分析を習得し、併せて制度資金を活用し農業機械等の更新を行いたい考えです。

次に、整理番号2、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、甘しょと水稻の組み合わせにより経営を行ってききましたが、今後は、農地の集約と規模拡大により更なる経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地整備による集約化や農作業体系の見直し、また、複式簿記を習得し、生産性の向上を目指す考えです。

次に、整理番号3、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、家族3人で露地野菜主体の経営を行っていますが、今後は、経営規模拡大と労働力の確保により経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、制度資金活用による農業機械の導入や農地の連担化、優良品種への転換等を図り、経営管理や生産方式の合理化を目指す考えです。

次に、整理番号4、顥娃町の〇〇〇〇です。

これまで、株主5名と系列生産者5名の、茶園45haから生産される生葉について、受託による荒茶製造を行ってききましたが、今後は、茶園を会社で借り受け、生産から加工までの一貫経営を行っていく考えです。

併せて、制度資金等を活用し、農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号5、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、茶470a、甘しょ300a、大根150aの経営を行っていますが、今後は、茶品種の改植に

よる規模拡大により経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の幹旋や制度資金活用による農地の購入や農業機械の更新を行う考えです。

なお、再認定1件の個別表は、資料の13ページになりますので、お目通しをお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第5 農地区分の訂正について、事務局の説明を求めます。

農地係長 14ページになります。

それでは、農地区分の訂正(農地法第5条・所有権移転)について説明いたします。

5月に審議していただいた案件の2件について、農地区分の判断基準を訂正いたします。

農地区分を第1種農地の集落接続施設と判断しましたが、〇〇〇が500m以内にあることから第2種農地の500m以内農地に訂正するものであります。近隣の市にも確認したところ同様の取扱いをしておりました。

なお、許可については第1種農地判断だったので県常設審議会に諮る予定でしたが、第2種農地なので農振除外後に交付となります。

以上で、説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありますか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、農地区分訂正の報告でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、日程第6 議案第43号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定についてを議題といたします。現地調査員の報告をお願いいたします。まず杵木委員

お願いします。

杵木委員

審議番号 1 番です。

申請人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 他 10 筆で、畑の 9,118 m²で、現在は茶になっています。〇〇自治会の西側付近に位置します。

申請人は現在、近接地で畜産業を営んでおり、規模拡大により、申請地に牛舎を建築し、運動場、飼料置場を増設しようとするもので、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更を行うものです。

現状、運動場が狭いという印象を受けましたので、変更はやむを得ないと思いました。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。

代替地については、施設の性質上、既存の施設に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。

また、土地改良事業等については実施されていません。

このことから、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更は、やむを得ないものと判断するところです。

なお、来月以降転用申請が提出される見込みです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長

質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 43 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 43 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第 7 議案第 44 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。
23 号からになります。今回の申請は、所有権移転 9 件になります。
所有権移転について、譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。
内訳は、畑が 11 筆で 8,385 m²となっています。
理由は、1 番・4 番・9 番が規模拡大、2 番・6 番～8 番が相手方の要望、3 番が弟、5 番が知人から受贈による取得となっております。
土地の取引価格につきましては、10a あたり、129,000 円から 3,246,000 円で売買される予定です。
地域別では、潁娃 1 件、知覧 7 件、川辺 1 件でございます。
また、法第 3 条第 2 項各号の判断については、24～28 号の調査書のとおりでございます。
以上の案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。
以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 44 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 44 号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第 8 議案第 45 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、2 件のご報告をお願いします。
東垂水委員をお願いします。

東垂水委員 審議番号 1 番です。
申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、潁娃町〇〇〇〇番地〇の一部で、畑の 2,505 ㎡のうち 424 ㎡で、〇〇自治会に位置します。
申請人は、約 20 年前に農業に従事するため来鹿し、倉庫として利用していたコンテナを居住用に改装して生活しており、一般住宅として確保しようとするものです。
申請地はすでに居住用に改装して生活されており、始末書が添付されています。

議 長 次に、栢木委員をお願いします。

栢木委員 審議番号 2 番です。
申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑の 370 ㎡で、〇〇〇の東側付近の〇〇自治会に位置します。
申請人は現在、借家住まいで手狭のため、実家隣に一般住宅を建築しようとするものです。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 4 条の補足説明いたします。
審議番号 1 番です。先月農振除外の審議がなされた案件であります。
立地基準ですが、500m 以内に〇〇〇の施設があるため、「第 2 種農地」の「500m 以内農地」と判断されます。
関係行政庁の許認可等については、農振除外後に南薩土地改良区からの意見書が提出されます。

審議番号 2 番です。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第2種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第45号 農地法第4条申請に対する許可については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第45号に係る案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第9 議案第46号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から、所有権移転12件のご報告をお願いします。東垂水委員をお願いします。

東垂水委員 審議番号1番です。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番〇で、畑の375㎡で〇〇〇の北側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、農家住宅を建築及び農業用車両駐車場を確保しようとするものです。

審議番号2番です。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他1名です。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 他 1 筆で、畑の 798 m²で、〇〇〇の南側付近の〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで子供成長に伴い手狭で不便なため、申請地を譲り受けて、農家住宅及び農機具倉庫・車庫を建築しようとするものです。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、吉崎委員お願いします。

吉崎委員 審議番号 3 番，4 番は譲渡人が一緒なので併せて説明します。
譲受人は、鹿児島市の 株式会社〇〇〇〇です。
3 番の譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 3 名です。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番 他 6 筆，畑の 6,009 m²で、〇〇集落の北側付近に位置します。
4 番の譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番地，畑の 3,819 m²で、〇〇集落の北側付近に位置します。
申請人は、太陽光発電事業を営んでおり，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地を譲り受けて，隣接地の山林と一体として太陽光発電施設を設置しようとするものです。

審議番号 5 番，6 番は譲渡人が一緒なので併せて説明します。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。
5 番の譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番，畑の 5,434 m²で、〇〇集落の西側付近に位置します。
6 番の譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 6 名です。
申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇 他 8 筆，畑の 6,610 m²で、〇〇集落の北側付近に位置します。
申請人は、太陽光発電事業を営んでおり，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地を譲り受けて，隣接地の山林と一体として太陽光発電施設を設置しようとするものです。
4 件とも，排水等の問題はないと思います。
以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原俊郎委員お願いします。

宮原委員 審議番号 7 番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番の一部、畑の 1,141 m²のうち 308 m²で〇〇〇の西側付近で〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

審議番号 8 番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑の 509 m²で，〇〇〇の東側で〇〇自治会に位置します。

申請人は、建築業を営んでおり、事業拡大に伴い、申請地を譲り受けて、知覧町の中心部付近に中間的資材置場を確保しようとするものです。

審議番号 9 番です。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん他 1 名です。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 他 5 筆，畑の 714 m²で，〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇業を営んでおり、隣接地の置場・加工場が手狭になったため、申請地を譲り受けて、資材置場及び事務所を確保しようとするものです。

審議番号 10 番，11 番は申請人が一緒なので併せて説明します。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

10 番の譲渡人は、指宿市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番，畑の 59 m²で，〇〇自治会に位置します。

11 番の譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番，畑の 357 m²で，〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇業を営んでおり、申請地を譲り受けて、10 番は倉庫を確保，11 番は従業員並びに来客用の駐車スペースと倉庫が手狭のため，駐車場及び倉庫を確保しようとするものです。現状はすでに平成 10 年に 10 番は倉庫が建築されており，11 番は今年になって駐車場が整備されており，どちらも始末書が添付されています。なお，どちらも使用貸借契約書も添付されています。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、杵木委員お願いします。

杵木委員 審議番号 12 番です。

譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑の 142 m²で，〇〇〇の南側付近国道添いで〇〇自治会に位置します。

申請人は，自営業で太陽光発電施設を扱っており，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地を譲り受けて，隣接地の山林と一体として太陽光発電施設を設置しようとするものです。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

5 条申請のすべてにおいて，一般基準の資力及び信用ですが，添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。

審議番号 1 番です。

立地基準ですが，申請地は，都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから，第 3 種農地の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については，特に必要ありません。

審議番号 2 番，4 番，5 番，9 番，10 番，11 番です。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については，4 番，5 番は経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号 3 番，6 番，12 番です。

立地基準ですが，周囲に 10ha 以上の集団性があり，生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが，農地と隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので，農地部分が全体面積の 3 分の 1 を超えないため，第 1 種農地の不許可の例外である「隣接地一体事業」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については，経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書が添付されております。

審議番号 7 番です。

立地基準ですが，上水道及び下水道が埋設された幅員 4 m 以上の市道に面しており，かつ概ね 500m 以内に〇〇〇と〇〇〇があるため，「第 3 種農地」

の「都市的環境整備農地」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

審議番号 8 番です。

立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、概ね 50m 以内に 3 戸以上の住宅があるため、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。

関係行政庁の許認可等については、特に必要ありません。

なお、第 1 種農地の審議番号 3 番、6 番、8 番、12 番と農地 3,000 m²以上の 4 番、5 番は県常設審議会への意見聴取となります。

補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

君野委員 審議番号 12 番について、抜根をすればシラスが流れないのですか。

農地係長 図面の 76 号になります。法面を 2 段に切ってパネルを据え付けるもので、全体的にパネルを据え付ける計画ではありません。

君野委員 水路はどうなりますか。

農地係長 調整池がありまして、国道沿いの水路に接続する計画です。

君野委員 シラスが流れると思ったものですから。

議長 ほかに、質問、ご意見がありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 46 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 46 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 77 号からになります。

先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、他 3 件で、理由は規模拡大であります。

地目の内訳は畑が 7 筆の 7,712 ㎡であります。

申請農地の取引価格については 10a 当り、畑の 450,000 円～500,000 円で売買される予定です。地域別では、潁娃 3 件、知覧 1 件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります、80 号からになります。

利用権を設定する者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほか 58 件になります。

設定面積は、田が 14 筆で 11,981 ㎡、畑が 78 筆で 109,221 ㎡の合計 92 筆の 121,202 ㎡になります。地域別では、潁娃 25 件、知覧 8 件、川辺 26 件、合計 59 件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります、90 号からになります。

利用権を設定する者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、他 6 件になります。

設定面積は、田が 3 筆の 1,020 ㎡、畑が 44 筆の 45,129 ㎡で合計 47 筆、46,149 ㎡になります。

地域別では、知覧 4 件、川辺 3 件、合計 7 件となっております。

以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号 2、3 番については粟ヶ窪委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号 2，3 番を除く 2 件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号 2，3 番を除く 2 件と賃貸借利用権設定の全案件並びに使用貸借利用権設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 47 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、栗ヶ窪委員の退室を求めます。

(栗ヶ窪 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、議事参与の制限に該当する、所有権移転の番号 2，3 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 47 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。栗ヶ窪委員の入室を許可いたします。

(栗ヶ窪 委員 入室)

議 長 粟ヶ窪委員に報告いたします。議案第 47 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 48 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員のご報告を求めます。はじめに栢木委員お願いします。

栢木委員 申請地は約 40 年前に〇〇を建築し、当時転用申請をしたかは不明であり、現在宅地になっているとの申請ですが、現地調査の結果、廃屋の〇〇が建っており、解体復元して畑として耕作することは難しいと判断しましたので、非農地証明の発行はやむを得ないと思います。
以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
非農地に係る取扱い基準（内規）の非農地の基準 5 条第 2 項（ア）に基づき判断をしたところであり、現地調査委員から報告があったとおりでございます。
以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 48 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 48 号については、申請どおり証明書を交付することに

決定します。

ここで、しばらく休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時10分開議

議 長 再開します。
次に、日程第12 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

東 委員 市民から相談を受けたのですが、農地の名義について固定資産税を納入している方が名義を有利に引き継ぐことはできないのでしょうか。

局 長 名義人と固定資産税を払っている人が違うということですか。

東 委員 名義人が亡くなって、司法書士に相談したら相続人がたくさんいるとのことでした。相談者が言われたのは、残っているひとりの人が固定資産税を払っているので、その人の名義になればいいのだがとのことでした。

局 長 亡くなった人の名義を、現在、固定資産税を払っている人に変えるというのはできないです。

昔、買っていて、生きている人の名義で、農地の売買領収書とかあれば時効取得で名義を変えられますが、今回の場合、亡くなっていますので、生きている人のだれかに相続してからでないと時効取得はできません。

議 長 ほかにありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程等について連絡する。)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて令和元年第7回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。.

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時30分